

# 町内会自治活動費交付金のQ&A

## 申請について

Q1 活動計画が分かる資料とは何ですか。

A1 町内会の総会議案書をはじめ、事業計画書や予算書、活動内容が記載されたチラシなど、交付対象の活動が把握できるものになります。資料を作成していない場合は、ご相談ください。

## 交付対象について

Q2 全市一斉の河川清掃への参加は、交付対象として認められますか。

A2 河川清掃は地域的な環境美化活動であるため、交付対象となります。

Q3 資源集団回収は、交付対象として認められますか。

A3 回収して得た奨励金は、活動に対する補助ではないため、交付対象となります。「その他の活動」として申請してください。

Q4 チビッ子広場の管理や清掃は、交付対象として認められますか。

A4 チビッ子広場運営管理費交付金の対象のため、交付対象とはなりません。

Q5 花見会や野遊会は、交付対象として認められますか。

A5 親睦を目的とした活動は、交付対象とはなりません。

## その他

Q6 複数の交付対象活動を実施したら、交付金額は増額されますか。

A6 複数の活動を実施しても、交付金額は変わりません。

このほかご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

### 【問い合わせ】

帯広市 市民福祉部 地域福祉室 市民活動課

電 話：65-4130 FAX：23-0156

e-mail：active@city.obihiro.hokkaido.jp

担 当：森下、鎌田